公　　　示

　次のとおり、企画競争について公示します。

公示第３７号

平成２５年２月２６日

　　　　　　　　　　　支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長

古田　宏昌

１　企画競争に付する事項

（１）　事業の名称

　　　　平成２５年度　中小企業相談支援事業　(最低賃金総合相談支援センター)

（２）　事業の目的

　　最低賃金額の引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、経営改善を通じて各中小企業の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となる。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営課題と労働条件管理の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備するため、中小企業に対して経営改善に係る相談・指導を実施している中小企業団体等に委託して、千葉市等、受託者及び利用者にとって利便性の高い都市に最低賃金総合相談支援センター（以下「センター」という。）を設置するための受託者を募集する。

（３）　事業の内容

最低賃金総合相談支援センター

　　　最低賃金総合相談支援センターは、当局管内の中小企業を対象とし次の業務を行う

ものとする。

　　ア　経営課題及び労働条件管理の相談業務

　　イ　労働条件管理に係る専門家派遣業務

　　ウ　労働条件管理に係るセミナー開催業務

２　企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）　平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち営業品目が「その他」でＢ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、「関東・甲信越」の競争参加資格を有する者であること。

（４） 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと（直近２年間の労働保険料の未納がないこと）。

（５）　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

３　契約候補者の選定

　「平成２５年度「中小企業相談支援事業（最低賃金総合相談支援センター）」に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者１者を選定する。

４　企画競争説明書を交付する日時及び場所

（１）　日時　　平成２５年２月２６日（月）～３月１９日（火）

　　　　　　　　10:00～12:00、13:00～17:00

（２）　場所　　千葉労働局労働基準部賃金室

　　　　　　　　担当：清野

　　　　　　　　千葉市中央区中央４－１１－１

　　　　　　　　ＴＥＬ：０４３－２２１－２３２８（内線３３５１）

　　　　　　　　ＦＡＸ：０４３－２２１－４４０８

５　企画競争に係る説明会の開催

　企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

（１）　日時　 　平成２５年３月５日（火）１０時～

（２）　場所　　 千葉労働局３階基準部会議室

　　　　　　　　 千葉県千葉市中央区中央４－１１－１

（３）　出席人員　１者あたり２名までとする。

６　企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

　質問は、下記により電話又はＦＡＸ（Ａ４、様式自由）にて受け付ける。

（１）　受付先　　下記【本件担当、連絡先】

（２）　受付期間 平成２５年３月１３日（水）までの10:00～17:00

（３）　回答 　平成２５年３月１４日（木）までに質問者に対してＦＡＸにて行う。

７　企画書等の提出期限等

（１）　提出期限　　平成２５年３月２１日（木）１２時（時間厳守）

（２）　提出先　　　千葉労働局労働基準部賃金室

　　　　　　　　　　担当：清野

　　　　　　　　　　千葉市中央区中央４－１１－１

　　　　　　　　　　ＴＥＬ：０４３－２２１－２３２８（内線３３５１）

　　　　　　　　　　ＦＡＸ：０４３－２２１－４４０８

（３）　提出方法　　原則として持参とする。郵送による場合は、提出期限までに必着で配達証明によること。

８　企画提案会の開催

（１）必要に応じて、企画提案会を平成２５年３月２２日（金）に開催する。企画提案会を開催する場合は、開催場所、説明時間等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成２５年３月２１日（木）までに連絡する。

（２）上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

９　企画書の無効

　本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

10　その他

（１）企画競争に参加を希望する者は、企画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提出した企画書を無効とする。

（２）詳細は、「平成２５年度「中小企業相談支援事業　(最低賃金総合相談支援センター)」に係る企画書募集要領」による。

|  |
| --- |
| 【本件担当、連絡先】  　住　所：〒２６０－８６１２　千葉市中央区中央４－１１－１  　担　当：千葉労働局労働基準部賃金室　　清野  電　話：０４３－２２１－２３２８（内線３３５１）  　ＦＡＸ：０４３－２２１－４４０８ |